



佐賀県公報

平成21年
3月31日
(火曜日)
号外第2号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

規 則

- ◎佐賀県農業試験研究センター管理規則の一部を改正する規則 (二〇・農林水産商工本部) 二
- ◎佐賀県立有田窯業大学校管理規則の一部を改正する規則 (二一・) 三
- ◎佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則 (二二・) 三
- ◎佐賀県産業振興センター設置条例施行規則の一部を改正する規則 (二三・商 工 課) 二
- ◎水産業協同組合法施行細則 (二四・生産者支援課) 二
- ◎佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (二五・) 空
- ◎佐賀県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則 (二六・) 空
- ◎佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (二七・) 空
- ◎佐賀県農業大学校管理規則の一部を改正する規則 (二八・農 産 課) 空

公布された規則のあらまし

◎佐賀県農業試験研究センター管理規則の一部を改正する規則(規則第二〇号)

1 バイオテクノロジー部及び栽培技術部を野菜・花き部及び作物部に再編するとともに分掌事務を見直すこととした。(第三条及び第六条関係)

2 この規則は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

◎佐賀県立有田窯業大学校管理規則の一部を改正する規則(規則第二一号)

1 有田窯業大学校(以下「大学校」という。)と他の大学等との協定に基づき、学生が当該他の大学等において履修した授業科目について修得した単位を、大学校における授業科目の履修により修得したものとみなすこととした。(第四条の二関係)

2 大学校と他の大学等との協定に基づき、特別聴講生として入学できる規定を定めることとした(第一五条関係)

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この規則は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

◎佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則(規則第二二号)

1 新たな工鉱業上の試験項目に係る手数料の額を定めるとともに、新たに導入された設備機械等の使用料の額を定めることとした。(第二条関係)

2 この規則は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

◎佐賀県産業振興センター設置条例施行規則の一部を改正する規則(規則第二三号)

1 佐賀県産業振興センターの支所である佐賀駅物産観光展示館を廃止することとした。(第二条関係)

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

○水産業協同組合法施行細則（規則第二四号）

- 1 水産業協同組合法の施行に関し、申請書、届出書、報告書の様式等必要な事項を定めることとした。
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。
- 4 知事の所管に係る佐賀県民間業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則について、所要の改正を行うこととした。

○佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第二五号）

- 1 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第一〇条に規定する資金について、償還期間等の特例措置を新設することとした。（第五条及び別表関係）
- 2 燃料油消費節減機器等設置資金の貸付限度額を引き上げることとした。（別表関係）
- 3 経営等改善資金の特認資金の中に環境保全型魚介類養殖筏用フロート購入資金を新設することとした。（別表関係）
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この規則は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第二六号）

- 1 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第八条に規定する資金について、償還期間等の特例措置を新設することとした。（第四条及び第六条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第二七号）

- 1 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第九条に規定する資金について、償還期間等の特例措置を新設することとした。

した。（第六条及び様式第一号関係）

- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県農業大学校管理規則の一部を改正する規則（規則第二八号）

- 1 佐賀県農業大学校条例の一部改正に伴い、農産園芸課程に果樹複合コース、野菜複合コース及び花き複合コースを置くこととした。（第五条及び第一条関係）
- 2 校長は、新たに入学を許可された者が正当な理由がなく授業料を納入しなかったときは、入学の許可を取り消すことができることとした。（第二条関係）
- 3 休学の期間は、一年以内とするものとした。（第二四条関係）
- 4 在学年限は、本科にあつては四年、専科にあつては二年とするものとした。（第二五条関係）
- 5 校長は、学生が授業料の納付を怠り、督促しても納付しないとき又は在学年限を超えたときは、当該学生を除籍することができることとした。（第二六条関係）
- 6 授業料の納付並びに授業料及び入学試験手数料の減免等について所要の事項を定めることとした。（第三五条〜第三八条関係）
- 7 その他所要の改正を行うこととした。
- 8 この規則は、平成二二年四月一日から施行することとした。ただし、3及び4は平成二二年四月一日から施行することとした。
- 9 所要の経過措置を定めることとした。

○規則

佐賀県農業試験研究センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第二十号

佐賀県農業試験研究センター管理規則の一部を改正する規則

佐賀県農業試験研究センター管理規則(昭和五十三年佐賀県規則第十九号)

の一部を次のように改正する。

第三条中「バイオテクノロジー部」を「野菜・花き部」に、「栽培技術部」を「作物部」に改める。

第六条第一項第三号を次のように改める。

三 野菜・花き部

イ 野菜、花き及び鑑賞作物(以下この号において「野菜等」という。)の新品種の開発及び改良に関すること。

ロ 野菜等の生理、生態、栽培技術及び作型に関すること。

ハ 野菜等の優良品種の大量増殖技術の開発に関すること。

ニ 野菜等の品質評価及び利用方法に関すること。

ホ 野菜等の流通に係る品質保持に関すること。

ヘ 野菜等に係る農業機械及び施設の利用技術並びに作業体系に関すること。

第六条第一項第四号を次のように改める。

四 作物部

イ 水稻、麦類、大豆及び特用作物(以下この号において「水稻等」という。)の新品種の開発及び改良に関すること。

ロ 水稻等の生理、生態、栽培技術及び作型に関すること。

ハ 水稻、麦類及び大豆原種の生産管理及び配布に関すること。

ニ 水稻等の優良品種の大量増殖技術の開発に関すること。

ホ 水稻等の品質評価及び利用方法に関すること。

ヘ 水稻等の流通に係る品質保持に関すること。

ト 水稻等に係る農業機械及び施設の利用技術並びに作業体系に関すること。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

佐賀県立有田窯業大学校管理規則の一部を改正する規則ここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県規則第二十一号

佐賀県立有田窯業大学校管理規則の一部を改正する規則

佐賀県立有田窯業大学校管理規則(昭和六十年佐賀県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条の次に次の一条を加える。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第十四条の二 校長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学(これらと同程度の外国の学校を含む。以下「他の大学等」という。)との協定に基づき、学生が当該大学等において履修した授業科目について修得した単位を、大学校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第十五条第四項中「他の大学又は短期大学(これらと同程度の外国の学校を含む。以下「他の大学等」という。)」を「他の大学等」に改め、同条に次の一項を加える。

5 校長は、他の大学等との協定に基づき、特定の授業科目を履修することを志願する者に対し、特別聴講生として入学を許可することができる。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第二十二号

佐賀県工業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県工業試験手数料及び使用料条例施行規則（平成十二年佐賀県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の手数料の表を次のように改める。

手数料

区分	項目	単位	金額	
一 理化 学試験	イ 定性分析 (工業関係)	一件	六、一八〇円	(1) 光学顕微鏡試験及びマクロ組織試験
				(2) 広域型マルチアナライザー試験
				(3) フィールドエミッション観察装置試験
				(4) ESCA試験(エックス線光電子分析試験をいう。)
				(5) FIB加工機による試験
				(6) 微小領域エックス線回折装置試験
				(7) 二次イオン質量分析装置試験
				(8) 走査型プローブ顕微鏡試験
				(9) レーザー顕微鏡試験
				ロ 定量分析 (窯業関係)
	〃	〃	(2) 蛍光エックス線分析	
	〃	〃	(3) 高温エックス線回折	
	〃	〃	(4) エックス線光電子分光分析	
	〃	〃	(5) プラズマ発光分析	
ハ 物理試験 (工業関係)	〃	〃	(6) エックス線回折	
	〃	〃	(7) 蛍光エックス線分析	
	〃	〃	(8) 高温エックス線回折	
	〃	〃	(9) エックス線光電子分光分析	
	〃	〃	(10) プラズマ発光分析	

二、四四〇円
(写真は三枚とし、一枚増すごとに三八〇円を加算する。)

一八〇円
(写真は一枚とし、一枚増すごとに一、五〇〇円を加算する。)

六、四一〇円
(分析装置を利用する場合は、一時間当たり四〇〇円を加算する。)

一一、九五〇円
八、五〇〇円
(マイクロサンプリング装置を使用する場合は、一時間につき一、八〇〇円を加算する。)

七、九二〇円
一六、七五〇円
六、六四〇円
(プリント一枚増すごとに一〇〇円を加算する。)

八、三五〇円
(通常写真を希)

	<p>ハ 窯業原料及び製品 (窯業関係)</p> <p>(6) 微生物その他の試験</p> <p>(1) 硬さ試験</p> <p>(2) 曲げ強度試験</p> <p>(3) 圧縮強度試験</p> <p>(4) 衝撃試験</p> <p>(5) 吸水率試験</p> <p>(6) 粒度(自動粒度測定による)試験</p> <p>(7) 耐酸試験</p> <p>(8) 耐アルカリ試験</p> <p>(9) 熱膨張率試験</p> <p>(10) 熱衝撃試験</p> <p>(11) 耐貫入性試験</p> <p>(12) 示差熱試験</p> <p>(13) 熱天秤試験</p> <p>(14) 熱伝導率(卓上型)測定</p> <p>(15) 耐火度試験</p> <p>(16) 耐凍害性試験</p> <p>(17) 細孔分布測定(水銀圧入法)</p> <p>(18) 細孔分布測定(窒素ガス吸着法)</p> <p>(19) 比表面積測定</p> <p>(20) 鉛及びカドミウム溶出試験</p>	<p>六、三六〇円</p> <p>一、一六〇円</p> <p>一、一〇〇円</p> <p>一、一〇〇円</p> <p>一、一〇〇円</p> <p>一、四三〇円</p> <p>一、三〇〇円</p> <p>一、六八〇円</p> <p>一、四七〇円</p> <p>二、一四〇円</p> <p>一、九一〇円</p> <p>三、三一〇円</p> <p>二、一四〇円</p> <p>二、一四〇円</p> <p>六二〇円</p> <p>二、〇〇〇円</p> <p>一三、二九〇円</p> <p>三、四八〇円</p> <p>八、八五〇円</p> <p>三、五三〇円</p> <p>二、一四〇円</p>	<p>三 品質及び規格の試験</p> <p>イ 品質及び規格の試験 (工業関係)</p> <p>(1) 表面粗さ輪郭形状測定機による測定</p> <p>(2) 精密三次元測定機による測定</p> <p>(3) デジタルオシロスコピーによる測定</p> <p>(4) パラメータアナライザーによる測定</p> <p>(5) インピーダンス測定装置試験</p> <p>(6) 小径内径測定装置による測定</p> <p>(7) 三次元デジタイジングシステムによる測定</p> <p>(8) 非線形構造解析システムによる解析</p> <p>(9) プレス形成シュミレーションシステムによる解析</p> <p>(10) 熱流体解析システムによる解析</p> <p>四 応用試験</p> <p>イ 応用試験 (工業関係)</p> <p>(1) 所要日数が二日未満のもの</p> <p>(2) 所要日数が二日以上五日以上のもの</p> <p>(3) 所要日数が五日以上のもの又は技術的に非常に難しいもの (窯業関係)</p> <p>(1) 光触媒性能評価試験1</p>	<p>一時間</p> <p>一時間</p> <p>一件</p> <p>一件</p> <p>一時間</p> <p>一時間</p> <p>一時間</p> <p>一時間</p> <p>一時間</p> <p>一時間</p> <p>一件</p> <p>一件</p> <p>一件</p> <p>一件</p> <p>一件</p> <p>一件</p> <p>一件</p> <p>一件</p> <p>一件</p> <p>一件</p> <p>一件</p>	<p>五、三一〇円</p> <p>一〇、九三〇円</p> <p>一、七六〇円</p> <p>一、九三〇円</p> <p>二、〇八〇円</p> <p>三、二九〇円</p> <p>五、三三〇円</p> <p>四、五〇〇円</p> <p>四、九八〇円</p> <p>五、一七〇円</p> <p>四、四一〇円</p> <p>三、二〇〇円</p> <p>七〇、〇〇〇円</p> <p>一〇、九五〇円</p>
--	--	--	---	---	--

<p>六 試薬の調整並びに原材料の調整及び試作加工</p>	<p>五 製品設計</p>	
<p>イ 試薬の調整並びに原材料の調整及び試作加工 (工業関係)</p> <p>(1) 一般試薬の調整及び調合</p> <p>(2) 高級試薬の調整及び調合</p> <p>(3) 酵母、菌類等の培養等</p> <p>(4) 切断加工による試料調整</p> <p>(5) 埋め込み・研磨加工による試料調整</p> <p>(6) マイクロ加工による試料調整 (窯業関係)</p> <p>(1) 透過型電子顕微鏡サンプル加工</p> <p>(2) 試料・サンプルの調合・加工 機械工作 (工業関係)</p> <p>(1) 旋盤、円筒研削盤及び平面研削盤加工</p>	<p>製品設計 (工業関係) 製品設計 (窯業関係) 製品設計</p>	<p>(2) 光触媒性能評価試験 2</p> <p>(3) 光触媒性能評価試験 3</p>
<p>一時間</p>	<p>一時間</p>	<p>〃</p>
<p>二、五八〇円</p>	<p>四、一九〇円</p> <p>四、一五〇円</p>	<p>二七、六一〇円</p> <p>二三、五一〇円</p>

設備機械等の使用	区分	項目	単位	金額
(1) 硬度試験機 (工業関係)	イ	試験用の設備機械器具		
<p>使用料</p> <p>第二条の使用料の表を次のように改める。</p>				
<p>七 成績書及び鑑定書</p>				
<p>(1) 英文報告書</p> <p>(2) 報告書の複本</p>				
<p>八 表面改質</p>				
<p>(1) 電極形成装置によるもの</p> <p>(2) リソグラフィ装置によるもの</p> <p>(3) 成膜装置によるもの</p> <p>(4) 蒸着装置によるもの</p> <p>(5) プラズマクリーナーによるもの</p>				

(14)	パラメーターアナライザー	〃	〃	一、二四〇円
(13)	デジタルオシロレコーダー	〃	〃	一、〇八〇円
(オ)	材料データベース	〃	〃	一、四五〇円
(エ)	樹脂流動解析	〃	〃	一、六一〇円
(ウ)	疲労解析	〃	〃	一、二六〇円
(イ)	一般構造解析	〃	〃	二、二〇〇円
(ア)	三次元構造解析システムをいう。	〃	〃	二、三九〇円
(12)	C AE(コンピュータによる構造解析システムをいう。)	〃	〃	一、七四〇円
(11)	蛍光エックス線分析装置	〃	〃	一、二一〇円
(10)	表面粗さ輪郭形状測定機	一件	七四〇円	一、二一〇円
(9)	カラーコピー出力機	一件	七四〇円	七四〇円
(8)	デザインコンピュータ	〃	〃	七〇〇円
(エ)	長尺ノギス	〃	〃	六九〇円
(ウ)	六〇〇ミリメートル以上のもの	〃	〃	六八〇円
(イ)	三〇〇ミリメートル以上六〇〇ミリメートル未満のもの	〃	〃	六八〇円
(ア)	三〇〇ミリメートル未満のもの	一日	〃	六八〇円
(7)	マイクロメーター	〃	〃	六八〇円
(6)	水準器	〃	〃	六八〇円
(5)	精密三次元測定器	〃	〃	六、八三〇円
(4)	赤外分光分析装置	〃	〃	二、三六〇円
(3)	万能材料試験機	〃	〃	一、一五〇円
(2)	真円度測定機	〃	〃	一、〇〇〇円
(ア)	本体	〃	〃	一、一五〇円
(イ)	付属のマイクロスコープ	〃	〃	一、〇〇〇円
(15)	インピーダンス測定装置	〃	〃	一、四〇〇円
(16)	オートグラフ材料試験機	〃	〃	二、六七〇円
(17)	超精密旋盤	〃	〃	四、七八〇円
(18)	酸素分析装置	〃	〃	四、二〇〇円
(19)	シャルピー衝撃試験機	〃	〃	三、一六〇円
(20)	自動微小硬さ試験システム	〃	〃	一、四六〇円
(21)	レーザー顕微鏡	〃	〃	三、九一〇円
(22)	小径内径測定装置	〃	〃	一、二四〇円
(23)	グロー放電発光分光分析装置	〃	〃	三、七六〇円
(24)	光機能測定装置	〃	〃	三、二七〇円
(25)	糖度計(デジタル屈折計)	〃	〃	八三〇円
(26)	熱変形温度試験機	〃	〃	九九〇円
(27)	メルトインディクサー	〃	〃	九三〇円
(28)	タンパク質分離回収システム	〃	〃	九四〇円
(29)	油圧式自動埋込装置	〃	〃	一、〇四〇円
(30)	マイクロワイヤーボンダー	〃	〃	九七〇円
(31)	比表面積・細孔分布測定調査	〃	〃	一、〇四〇円
(32)	高温型示差走査熱量計	〃	〃	一、二〇〇円
(33)	イオンアナリシス分析システム	〃	〃	一、二六〇円
(34)	リソグラフィ装置	〃	〃	一、七一〇円
(35)	電極形成装置	〃	〃	二、一二〇円
(36)	曲率半径測定システム	〃	〃	二、一四〇円
(37)	三次元表面構造解析顕微鏡	〃	〃	二、四九〇円
(38)	微小領域X線回折装置	〃	〃	三、〇四〇円

(写真一枚撮影することにより二六〇円を加算する。)

(イ) 付属FIB加工装置	(ア) 本体使用	(60) 透過型電子顕微鏡	(59) E S C A (光電子分光分析装置)	(58) フィールドエミッション観察装置	(57) 広域型マルチアナライザ	(56) 光学顕微鏡	(55) ミクロ精密天秤	(54) 凍結真空乾燥機	(53) 連続式ホモジナイザ	(52) 高速液体クロマトグラフ	(51) 粘性・粘弾性測定装置	(50) 熱流体解析システム	(49) プレス成形シミュレーションシステム	(48) イオンクロマトグラフ式糖鎖分析システム	(47) ガスクロマトグラフ直結型質量分析計	(46) 窒素・タンパク質測定装置	(45) 摩耗試験システム	(44) 非線形構造解析システム	(43) 三次元デジタルイメージングシステム	(42) 誘導結合プラズマ発光分析装置	(41) 蒸着装置	(40) プラズマクリーナー	(39) X線透過画像解析装置	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
六、一〇〇円	九、九〇〇円	七、〇五〇円	七、〇五〇円	四、八五〇円	八、七〇〇円	一、四〇〇円	八二〇円	一、三一〇円	八五〇円	一、一七〇円	一、〇八〇円	一、七六〇円	一、五七〇円	一、七六〇円	二、七二〇円	一、二〇〇円	二、一四〇円	一、四二〇円	一、二三〇円	三、〇二〇円	一、〇六〇円	一、二五〇円	三、二一〇円	
(19) 混合混練機	(18) レオメーター	(17) レーザー回折式粒度分析装置	(16) 回転粘度計	(15) 食器洗浄器	(14) 卓上型熱伝導率測定装置	(13) パウダータスター	(12) 瞬間分光光度計	(11) 紫外可視分光光度計	(10) ウェザーメーター	(9) 恒温恒湿機	(8) 衝撃強度試験機	(7) 精密万能材料試験機	(6) 万能材料試験機	(5) 赤外分光光度計	(4) デジタルHDマイクロスコープ	(3) ビデオマイクロスコープ	(2) 表面粗さ計	(1) 硬度試験機	(窯業関係)	(65) その他の簡便な試験測定装置・器具	(64) 赤外線熱画像計測装置	(63) 紫外可視分光光度計	(62) レーザー回折式粒度分布測定装置	(61) 二次イオン質量分析装置
一時間	一件	〃	一時間	一回	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
七九〇円	一、五六〇円	一、四七〇円	一、四四〇円	二二〇円	三七〇円	三六〇円	一、〇九〇円	一、三七〇円	一、一四〇円	二四〇円	一、〇一〇円	一、二〇〇円	一、二三〇円	七五〇円	七八〇円	三八〇円	五八〇円	五七〇円		七〇〇円	八九〇円	一、〇六〇円	二、〇〇〇円	一三、八〇〇円

(20)	色差計	〃	一、〇七〇円
(21)	モデリングマシン	〃	三、二五〇円
(22)	固液界面解析装置	一件	一、〇一〇円
ロ 工作加工用の設備機械器具			
(工業関係)			
(1)	交流アーク溶接機	一時間	九五〇円
(2)	旋盤	〃	八九〇円
(3)	研削盤	〃	一、〇〇〇円
(4)	半自動溶接機	〃	一、〇六〇円
(5)	イナートガス溶接機	〃	三、一六〇円
(6)	数値制御旋盤	〃	一、六七〇円
(7)	雰囲気熱処理炉	〃	二、三六〇円
(8)	サブゼロ装置	〃	二、三〇〇円
(9)	ワイヤーカット放電加工機	〃	二、三一〇円
(10)	倣フライス盤	〃	二、一一〇円
(11)	炭酸ガスレーザ加工機	〃	二、六〇〇円
(12)	数値制御グラフアイト電極加工機	〃	三、五〇〇円
(13)	精密鏡面ラッピングマシン	〃	二、三八〇円
(14)	平面度測定システム	〃	二、〇六〇円
(15)	ラピッドプロトタイプ装置	〃	四、七五〇円
(16)	油圧プレス	〃	二、二一〇円
(17)	高精度高速小径微細加工機	〃	二、四七〇円
(18)	プラズマ焼結機	〃	五、一九〇円
(19)	成膜装置	〃	三、七六〇円
(20)	射出成形機	〃	一、九九〇円
(21)	ファインカット切断機	〃	二、〇〇〇円
(22)	高温大気炉	〃	一、一五〇円
(23)	中低温大気炉	〃	九〇〇円
(24)	その他簡便な加工装置・器具	〃	七五〇円
(窯業関係)			
(1)	窯業機械	〃	四六〇円
(ア)	ジョークラッシャー	〃	四八〇円
(イ)	ロールクラッシャー	〃	六七〇円
(ウ)	スタンパー	一日	七一〇円
(エ)	ポットミル(小)	〃	一、〇一〇円
(オ)	ポットミル(大)	〃	九二〇円
(カ)	微粉碎機	一時間	七三〇円
(キ)	振動ミル	〃	一、五六〇円
(ク)	ボールミル	一回	一七〇円
(ケ)	遊星ミル	一時間	五六〇円
(コ)	真空土練機	六〇キログラム	四四〇円
(サ)	セラミックス用押出成形機	一回	一、八六〇円
(シ)	振動ふるい	一時間	四四〇円
(ス)	自動タタラ成形機	〃	一、〇四〇円
(セ)	ローラー式自動成形機	〃	一、一二〇円
(ソ)	サーマルフレックスルーム	〃	一、〇九〇円
(タ)	恒温機	〃	七四〇円
(チ)	フィルタープレス	〃	九五〇円
(ツ)	ラバープレス	〃	一一、七一〇円
(テ)	圧力鑄込装置	〃	一、二七〇円
(ト)	パッド印刷機	〃	一、三三〇円

(ハ) サンドブラスター	〃	一、〇四〇円
(ニ) 攪拌機	〃	二八〇円
(ヌ) ロクロ	〃	一四〇円
(ネ) アクアマイザー	〃	四四〇円
(ノ) パネルソー	〃	七一〇円
(ハ) 高速遠心分離器	〃	五三〇円
(ヒ) ハンマークラッシュャー	〃	三八〇円
(フ) 強制練りミキサー	〃	四六〇円
(ヘ) 原料調製ミキサー	一件	六〇〇円
(ホ) 小型彫刻機	一時間	一、〇〇〇円
(2) 窯業炉		
(ア) 電気炉(二〇キロワット以下)	〃	二八〇円
(イ) 電気炉(二一キロワット以上)	〃	五〇〇円
(ウ) ケラマックス炉	〃	一、〇三〇円
(3) 窯業研削機		
(ア) ボール盤	〃	三五〇円
(イ) フライス盤(小)	〃	二二〇円
(ウ) フライス盤(大)	〃	五九〇円
(エ) 超音波加工機	〃	九八〇円
(オ) 鏡面研磨機	〃	八三〇円
(カ) バフ研磨機	〃	二、七七〇円
(キ) 面取加工機	〃	七六〇円
(ク) プレス成形機	〃	六九〇円
(ケ) 平面研削機	〃	八五〇円
(コ) 万能研削機	〃	七七〇円
(サ) ドクターカッター	〃	四七〇円
(シ) ダイヤモンドカッター	〃	二、〇三〇円

(ス) 熱画像計測装置
〃
二、三七〇円

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

佐賀県産業振興センター設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十一年三月三十一日
佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県規則第二十三号

佐賀県産業振興センター設置条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県産業振興センター設置条例施行規則(平成十七年佐賀県規則第九十七号)の一部を次のように改正する。
第二条を削り、第三条を第二条とする。

第四条第一号中「振興センター」を「佐賀県産業振興センター(以下「振興センター」という。)」に改め、同条を第三条とし、第五条から第七条までを一条ずつ繰り上げる。
附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

水産業協同組合法施行細則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県規則第二十四号

水産業協同組合法施行細則

水産業協同組合法施行細則(昭和二十四年佐賀県規則第六十四号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号。以下「法」という。）の施行に関し、他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において「組合」とは、法第二百七条第一項の規定により知事が所管行政庁である漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会をいう。

2 この規則において「組合員」とは、漁業協同組合、漁業生産組合及び水産加工業協同組合の組合員並びに漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会の会員をいう。
(資源管理規程の設定の認可申請等)

第三条 法第十一条の二第一項（法第九十二条第一項において準用する場合を含む。）の認可を受けようとする漁業協同組合及び漁業協同組合連合会は、資源管理規程設定（変更）認可申請書（様式第一号）を知事に提出しなければならない。

2 水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）第三条第三項の規定による届出をしようとする漁業協同組合及び漁業協同組合連合会は、資源管理規程廃止届出書（様式第二号）を知事に提出しなければならない。
(信用事業規程の設定の認可申請等)

第四条 法第十一条の四第一項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の認可を受けようとする組合（漁業生産組合を除く。以下この条から第九条まで、第十四条から第十六条まで及び第十八条において同じ。）は、信用事業規程設定認可申請書（様式第三号）を知事に提出しなければならない。

2 法第十一条の四第三項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の認可を受けようとする組合は、信

用事業規程変更（廃止）認可申請書（様式第四号）を知事に提出しなければならない。

3 法第十一条の四第四項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする組合は、信用事業規程変更届出書（様式第五号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 一 信用事業規程の変更を議決した総会又は総代会の議事録謄本又は抄本
- 二 信用事業規程の変更部分に係る新旧対照表
- 三 関係法令の改正を証する書面

(信用事業方法書の設定等の届出)

第五条 漁業協同組合等の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第二号。以下「命令」という。）第五条第四項の規定による届出をしようとする組合は、信用事業方法書設定（変更・廃止）届出書（様式第六号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 信用事業方法書の設定、変更又は廃止を議決した理事会議事録謄本又は抄本
- 三 信用事業方法書の設定の場合にあつては、信用事業方法書
- 四 信用事業方法書の変更の場合にあつては、当該変更部分に係る新旧対照表

(地方公共団体等に対する貸付けの最高限度の認可申請)

第六条 法第十一条の五（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の認可を受けようとする組合は、地方公共団体等に対する貸付けの総額の最高限度認可申請書（様式第七号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 組合の貸付けの状況を記載した書面

三 申請の原因となる貸付けが法第十一条第十項の規定による貸付けであることを証する書面

四 その他参考となるべき事項を記載した書面

(信用供与等限度額を超える信用供与等の承認申請)

第七条 法第十一条の十一第一項ただし書又は同条第二項後段において準用する同条第一項ただし書(法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。)の承認を受けようとする組合は、信用供与等限度額(合算信用供与等限度額)超過承認申請書(様式第八号)を知事に提出しなければならない。

(特定関係者との間の取引等の承認申請)

第八条 法第十一条の十二ただし書(法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。)の承認を受けようとする組合は、特定関係者との間の取引等承認申請書(様式第九号)を知事に提出しなければならない。

(倉荷証券の発行に関する報告等)

第九条 組合は、法第十二条第一項(法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。)の許可を受けたときは、倉荷証券発行報告書(様式第十号)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 許可証の写し

二 事業計画書

三 倉庫保管約定書

2 組合は、事業計画書又は倉庫保管約定書の記載事項を変更したときは、倉荷証券の発行に係る事業計画書等変更届出書(様式第十一号)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 理由書

二 変更後の事業計画書又は倉庫保管約定書

(共済規程の設定の認可申請等)

第十条 法第十五条の二第一項(法第九十六条第一項において準用する場合を含む。)の認可を受けようとする漁業協同組合及び水産加工業協同組合は、共済規程設定認可申請書(様式第十二号)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 共済規程

二 理由書

三 共済規程の設定を議決した総会又は総代会の議事録謄本又は抄本

2 法第十五条の二第二項(法第九十六条第一項において準用する場合を含む。)の認可を受けようとする漁業協同組合及び水産加工業協同組合は、共済規程変更(廃止)認可申請書(様式第十三号)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 理由書

二 共済規程の変更又は廃止を議決した総会又は総代会(共済規程の変更のうち、定款で理事会の権限とされた事項にあつては、理事会)の議事録謄本又は抄本

三 共済規程の変更の場合にあつては、当該変更部分に係る新旧対照表

3 法第十五条の二第三項(法第九十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしようとする漁業協同組合及び水産加工業協同組合は、共済規程変更届出書(様式第十四号)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 関係法令の改正を証する書面

二 共済規程の変更を議決した理事会の議事録謄本又は抄本

三 共済規程の変更部分に係る新旧対照表

(漁業の経営に関する届出)

第十一条 法第十七条第四項の規定による届出をしようとする漁業協同組合は、漁業経営条件喪失届出書(様式第十五号)に次に掲げる書類を添付して、知

事に提出しなければならない。

一 理由書

二 法第十七条第一項の条件を欠くことを証する書面

(契約条件の変更の申出)

第十二条 法第十七条の第二項(法第九十六条第一項において準用する場合を含む。)の申出をしようとする漁業協同組合及び水産加工業協同組合は、契約条件変更申出書(様式第十六号)を知事に提出しなければならない。

(契約条件の変更の承認申請)

第十三条 法第十七条の十一第一項(法第九十六条第一項において準用する場合を含む。)の承認を受けようとする漁業協同組合及び水産加工業協同組合は、契約条件変更承認申請書(様式第十七号)を知事に提出しなければならない。

ない。

(基準議決数を超えて議決権を有することについての承認申請)

第十四条 法第十七条の十五第二項ただし書(法第八十七条の四第二項(法第

百条第一項において準用する場合を含む。)及び第九十六条第一項において準用する場合を含む。)の承認を受けようとする組合は、基準議決数等超過所有承認申請書(様式第十八号)を知事に提出しなければならない。

(役員等の兼職又は兼業の認可申請)

第十五条 法第三十四条の五第一項ただし書(法第九十二条第三項、第九十六

条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。)の認可を受けようとする者は、役員等の兼職(兼業)認可申請書(様式第十九号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の認可を受けた者は、当該認可を受けた兼職又は兼業の状況に変更があったときは、役員等の兼職(兼業)状況変更届出書(様式第二十号)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 理由書

二 兼職又は兼業状況の変更の内容を記載した書面

(一時役員職務を行うべき者の選任又は総会の招集の請求)

第十六条 法第四十三条第一項(法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び

第百条第三項において準用する場合を含む。)の規定による請求をしようとする組合員その他の利害関係人は、一時役員選任(総会招集)請求書(様式第二十一号)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 理由書

二 その他参考となるべき事項を記載した書面

2 法第四十三条第三項(法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。)の規定による請求をしようとする組合員その他の利害関係人は、一時代表理事選任請求書(様式第二十二号)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 理由書

二 その他参考となるべき事項を記載した書面

(定款変更の認可申請等)

第十七条 法第四十八条第二項(法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第

九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。)の認可を受けようとする組合は、定款変更認可申請書(様式第二十三号)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 理由書

二 定款の変更を議決した総会又は総代会の議事録謄本又は抄本

三 定款の変更部分に係る新旧対照表

四 出資一口の金額の減少を内容とする定款変更の場合にあっては、次に掲げる書類

イ 財産目録及び貸借対照表

ロ 法第五十三条第二項(法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。)の規定による公告及び催告(法第五十三条第三項の規定により公告を官報のほか

時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子広告によってした場合にあつては、これらの方法による公告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は出資一口の金額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

五 漁業及びこれに附帯する事業を新たに営むことを内容とする定款変更の場合にあつては、法第十七条第一項の条件を具備すること及び同条第二項の同意を得たことを証する書面

2 法第四十八条第四項（法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする組合は、定款変更届出書（様式第二十四号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 定款の変更を議決した総会又は総代会の議事録謄本又は抄本
- 三 定款の変更部分に係る新旧対照表

（信用事業の譲渡又は譲受けの認可申請等）

第十八条 法第五十四条の二第三項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の信用事業の譲渡の認可を受けようとする組合は、信用事業譲渡認可申請書（様式第二十五号）を知事に提出しなければならない。

2 法第五十四条の二第三項の信用事業の譲受けの認可を受けようとする組合は、信用事業譲受け認可申請書（様式第二十六号）を知事に提出しなければならない。

3 法第五十四条の二第七項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする組合は、信用事業全部譲渡届出書（様式第二十七号）を知事に提出しなければ

ばならない。

（共済事業の全部の譲渡等の届出）

第十九条 法第五十四条の四第四項（法第九十六条第三項において準用する場合を含む。）において準用する法第五十四条の二第七項の規定による届出をしようとする漁業協同組合及び水産加工業協同組合は、共済事業全部譲渡届出書（様式第二十八号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転を議決した総会議事録謄本
- 三 共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転の内容を記載した書面
- 四 財産目録及び貸借対照表
- 五 法第五十四条の四第三項（法第九十六条第三項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第五十三条第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子広告によってした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は共済事業の全部の譲渡若しくは共済事業に係る財産の移転をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 六 その他参考となるべき事項を記載した書面

（業務報告書の提出）

第二十条 法第五十八条の二第一項又は第二項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行う組合は、業務報告書（様式第二十九号）を知事に提出しなければならない。

2 水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号。以下「規則」という。）第二百五条第七項の承認を受けようとする組合は、業務報告書提出延期承認申請書（様式第三十号）を知事に提出しなければならない。（事業計画書の提出）

第二十一条 規則第二百五条第一項の規定による提出を行う組合は、事業計画書（様式第三十一号）を知事に提出しなければならない。

2 規則第二百五条第四項の承認を受けようとする組合は、事業計画書等提出延期承認申請書（様式第三十二号）を知事に提出しなければならない。（組合設立の認可申請等）

第二十二條 法第六十三條第一項（法第八十六條第三項、第九十二條第四項、第九十六條第四項及び第百條第四項において準用する場合を含む。）の認可を受けようとする発起人は、設立認可申請書（様式第三十三号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 一 定款（役員選挙（選任）規程等の定款附属書を含む。）
- 二 事業計画書
- 三 設立準備会議事録謄本
- 四 創立総会議事録謄本
- 五 役員選挙録謄本
- 六 設立当初の役員の履歴書
- 七 設立経過報告書
- 八 地区の略図
- 九 設立しようとする組合が漁業及びこれに附帯する事業を営む漁業協同組合である場合にあっては、法第十七条第一項の条件を具備していることを証する書面
- 十 設立しようとする組合が漁業生産組合である場合にあっては、法第八十条及び第八十一条の条件を具備していることを証する書面
- 十一 その他参考となるべき事項を記載した書面

（解散の認可申請等）

第二十三条 法第六十八条第二項（法第八十六条第四項及び第九十六条第五項において準用する場合を含む。）又は第九十一条第二項（法第百条第五項において準用する場合を含む。）の認可を受けようとする組合は、解散認可申請書（様式第三十四号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 組合の解散を議決した総会議事録謄本
- 三 財産目録、貸借対照表及び損益計算書

2 法第六十八条第五項（法第八十六条第四項及び第九十六条第五項において準用する場合を含む。）又は第九十一条第五項（法第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする組合は、解散届出書（様式第三十五号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 一 理由書
 - 二 財産目録、貸借対照表及び損益計算書
 - 三 その他参考となるべき事項を記載した書面
 - 3 組合は、法第六十八条第一項第三号若しくは第四号（法第八十六条第四項及び第九十六条第五項において準用する場合を含む。）又は第九十一条第三号若しくは第四号（法第百条第五項において準用する場合を含む。）に掲げる事由により解散したときは、前項の解散届出書に同項各号に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。（合併等の認可申請）
- 第二十四条 法第六十九条第二項（法第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。）次項において同じ。）の認可を受けようとする組合（命令第五十条第一項に規定する組合を除く。）は、合併認可申請書（様式三十六号）に次に掲げる書類を添付し

て、知事に提出しなければならない。

一 合併の理由書及び経過報告書

二 組合の合併を議決した総会議事録謄本その他必要な手続があったことを証する書面

三 合併契約の内容を記載した書面

四 財産目録及び貸借対照表

五 合併しようとする組合が出資組合である場合にあっては、法第六十九条第四項（法第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第一百条第五項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第五十三条第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子広告によつてした場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相當の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相當の財産を信託したこと又は合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

六 合併により存続し、又は設立する組合の定款及び事業計画書

七 従前の地区と合併後の地区との関係を明らかにした図面

八 合併により新たに組合を設立する場合にあっては、次に掲げる書類

イ 設立委員の資格調書

ロ 役員履歴書

ハ 設立委員会議事録謄本

九 その他参考となるべき事項を記載した書面

2 法第六十九条第二項の認可を受けようとする組合（命令第五十条第一項に規定する組合に限る。）は、合併認可申請書（様式第三十七号）を知事に提出しなければならない。

3 法第九十一条の二第二項（法第一百条第五項において準用する場合を含む。）

第五号において同じ。）において準用する法第六十九条第二項の認可を受けようとする組合は、権利義務包括承継認可申請書（様式第三十八号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 理由書及び経過報告書

二 権利義務の包括承継を議決した総会議事録謄本その他必要な手続があったことを証する書面

三 権利義務の包括承継の内容を記載した書面

四 財産目録及び貸借対照表

五 法第九十一条の二第二項において準用する法第六十九条第四項において読み替えて準用する法第五十三条第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子広告によつてした場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相當の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相當の財産を信託したこと又は権利義務の包括承継をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

六 権利義務の包括承継をする組合の定款及び事業計画書

七 会員が一人となった年月日を記載した書面

八 法第九十一条の二第一項ただし書（法第一百条第五項において準用する場合を含む。）に該当しないことを証する書面

九 その他参考となるべき事項を記載した書面

（清算終了の届出）

第二十五条 法第八十五条の十の規定による届出をしようとする清算人は、清算終了届出書（様式第三十九号）を知事に提出しなければならない。

（監査規程の設定等の認可申請）

第二十六条 法第八十七条の二第二項（法第一百条第一項において準用する場合を含む。）の認可を受けようとする漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組

合連合会は、監査規程設定（変更・廃止）認可申請書（様式第四十号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 理由書

二 法第八十七条の二第二項（法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する資格を有する役員又は職員の履歴書

三 監査規程の設定の場合にあっては、監査規程

四 監査規程の変更の場合にあっては、当該変更部分に係る新旧対照表

（認可対象会社を子会社とすること等についての認可申請）

第二十七条 法第八十七条の三第四項（同条第六項（法第百条第一項において準用する場合を含む。）及び法第百条第一項において準用する場合を含む。）の認可を受けようとする漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会は、認可対象会社等の子会社化認可申請書（様式第四十一号）を知事に提出しなければならない。

2 法第八十七条の三第五項ただし書（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の認可を受けようとする漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会は、認可対象会社の子会社化継続認可申請書（様式第四十二号）を知事に提出しなければならない。

（業務又は会計状況の検査の請求）

第二十八条 法第二百三十三条第一項の規定による請求をしようとする組合員は、検査請求書（様式第四十三号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 理由書

二 請求日現在における組合員の数を記載した書面

三 総組合員の十分の一以上の同意を得たことを証する書面

（決議、選挙又は当選の取消しの請求）

第二十九条 法第二百五条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による請求をしようとする組合員は、総会の議決又は選挙若しく

は当選取消請求書（様式第四十四号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 理由書

二 請求日現在における正組合員（組合員のうち議決権及び選挙権を有する者をいう。以下同じ。）の数を記載した書面

三 正組合員の総数の十分の一以上の同意を得たことを証する書面

（不祥事件発生の届出）

第三十条 法第二百六条の二の規定による届出（規則第二百二十四条第一項第二十号に掲げる場合に限る。）をしようとする組合は、不祥事件発生届出書（様式第四十五号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 不祥事件の概要書

二 その他知事が必要と認める書類

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の水産業協同組合法施行細則の規定により行われた手続その他の行為であつて、この規則による改正後の水産業協同組合法施行細則中相当する規定があるものは、これらの規定により行われた手続その他の行為とみなす。

（知事の所管に係る佐賀県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正）

3 知事の所管に係る佐賀県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十七年佐賀県規則第三百二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の水産業協同組合法施行細則（昭和二十四年佐賀県規則第六十四

号)の項を削る。

様式第1号 (第3条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

組 合 名

代表理事氏名

印

資源管理規程設定(変更)認可申請書

年 月 日開催の通常(臨時)総会(総代会)において資源管理規程の設定(変更)の議決をしましたから、水産業協同組合法第11条の2第1項(同法第92条第1項において準用する場合を含む。)の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 資源管理規程
- 2 資源管理規程の設定又は変更を議決した総会又は総代会の議事録謄本
- 3 資源管理規程の対象となる水面において当該資源管理規程の対象となる漁業を営む組合員の三分の二以上の書面による同意を得たことを証する書面
- 4 水産業協同組合法第11条の2第6項に規定する場合にあっては、資源管理規程が資源管理協定又は漁業権行使規則等に従った内容のものであることを証する書面
- 5 資源管理規程の変更の場合にあっては、当該変更部分に係る新旧対照表及び当該資源管理規程において定めた変更の手続に従って行われたことを証する書面
- 6 その他知事が必要と認める事項を記載した書面

様式第2号 (第3条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

組 合 名

代表理事氏名

印

資源管理規程廃止届出書

年 月 日開催の通常(臨時)総会(総代会)において資源管理規程の廃止の議決をしたので、水産業協同組合法施行令第3条第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 理由書
- 2 資源管理規程において定めた廃止の手続に従って行われたことを証する書面

様式第3号 (第4条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

組 合 名

代表理事氏名

印

信用事業規程設定認可申請書

年 月 日開催の通常(臨時)総会(総代会)において信用事業規程の設定の議決をいたしましたから、水産業協同組合法第11条の4第1項(同法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。)の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 信用事業規程
- 2 理由書
- 3 信用事業規程の設定を議決した総会又は総代会の議事録謄本

注 申請者住所、組合名及び代表理事氏名は、合併により新しく組合を設立する場合にあっては、設立委員会の事務所の所在地及び名称を記載し、設立委員名を連署すること。

様式第4号 (第4条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

組 合 名

代表理事氏名

印

信用事業規程変更(廃止)認可申請書

年 月 日開催の通常(臨時)総会(総代会)において信用事業規程の変更(廃止)の議決をしましたから、水産業協同組合法第11条の4第3項(同法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。)の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 信用事業規程の変更又は廃止を議決した総会又は総代会の議事録謄本
- 3 信用事業規程を変更する場合にあっては、当該変更部分に係る新旧対照表

注 申請者住所、組合名及び代表理事氏名は、合併により新しく組合を設立する場合にあっては、設立委員会の事務所の所在地及び名称を記載し、設立委員名を連署すること。

様式第5号 (第4条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

組 合 名

代表理事氏名

印

信用事業規程変更届出書

信用事業規程の軽微な事項等について変更したので、水産業協同組合法第11条の4第4項(同法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 信用事業規程の変更を議決した総会又は総代会の議事録謄本又は抄本
- 2 信用事業規程の変更部分に係る新旧対照表
- 3 関係法令の改正を証する書面

様式第6号 (第5条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

組 合 名

代表理事氏名

印

信用事業方法書設定 (変更・廃止) 届出書

年 月 日開催の理事会において信用事業方法書の設定 (変更・廃止) を議決したので、
漁業協同組合等の信用事業に関する命令第5条第4項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 理由書
- 2 信用事業方法書の設定、変更又は廃止を議決した理事会議事録謄本又は抄本
- 3 信用事業方法書の設定の場合にあっては、信用事業方法書
- 4 信用事業方法書の変更の場合にあっては、当該変更部分に係る新旧対照表

様式第7号 (第6条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

組 合 名

代表理事氏名

印

地方公共団体等に対する貸付けの総額の最高限度認可申請書

水産業協同組合法第11条の5(同法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。)の規定により組合員及び他の組合の組合員以外の者に対する貸付けの総額の最高限度について次のとおり認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

組合員及び他の組合の組合員以外の者に対する貸付けの総額の最高限度

円

添付書類

- 1 理由書
- 2 組合の貸付けの状況を記載した書面
- 3 申請の原因となる貸付けが水産業協同組合法第11条第10項の規定による貸付けであることを証する書面
- 4 その他参考となるべき事項を記載した書面

様式第8号 (第7条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

組 合 名

代表理事氏名

印

信用供与等限度額（合算信用供与等限度額）超過承認申請書

水産業協同組合法第11条の11第1項ただし書又は同条第2項後段において準用する同条第1項ただし書（同法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により同一人に対する信用供与等限度額（合算信用供与等限度額）を超えることの承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 信用の供与等を受ける者の資金計画を記載した書面
- 3 その他参考となるべき事項を記載した書面

様式第9号 (第8条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

組 合 名

代表理事氏名

印

特定関係者との間の取引等承認申請書

水産業協同組合法第11条の12ただし書(同法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、特定関係者との間の取引等の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 特定関係者の氏名、住所又は所在地及び特定関係者との取引又は行為の内容を記載した書類
- 3 組合の特定関係者に対する出資、人事、資金、技術及び取引又は行為の関わり及び議決権の占める割合を記載した書類
- 4 その他参考となるべき事項を記載した書面

様式第10号 (第9条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

組 合 名

代表理事氏名

印

倉荷証券発行報告書

水産業協同組合法第12条第1項(同法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合も含む。)の規定により倉荷証券の発行の許可を受けたので、関係書類を添えて報告します。

添付書類

- 1 許可証の写し
- 2 事業計画書
- 3 倉庫保管約定書

様式第11号 (第9条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

組 合 名

代表理事氏名

印

倉荷証券の発行に係る事業計画書等変更届出書

倉荷証券の発行に係る事業計画等の記載事項の変更をしたので、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 理由書
- 2 変更後の事業計画書又は倉庫保管約定書

様式第12号 (第10条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

組 合 名

代表理事氏名

印

共済規程設定認可申請書

年 月 日開催の総会(総代会)において共済規程の設定の議決をしましたから、水産業協同組合法第15条の2第1項(同法第96条第1項において準用する場合を含む。)の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 共済規程
- 2 理由書
- 3 共済規程の設定の議決をした総会又は総代会の議事録謄本又は抄本

注 申請者住所、組合名及び代表理事氏名は、合併により新しく組合を設立する場合にあっては、設立委員会の事務所の所在地及び名称を記載し、設立委員名を連署すること。

様式第13号 (第10条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

組 合 名

代表理事氏名

印

共済規程変更(廃止)認可申請書

年 月 日開催の総会(総代会)(理事会)において共済規程の変更(廃止)の議決をしましたから、水産業協同組合法第15条の2第2項(同法第96条第1項において準用する場合も含む。)の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 共済規程の変更又は廃止の議決をした総会又は総代会(定款で理事会の権限とされた事項にあっては、理事会)の議事録謄本又は抄本
- 3 共済規程を変更する場合にあっては、当該変更部分に係る新旧対照表

注 申請者住所、組合名及び代表理事氏名は、合併により新しく組合を設立する場合にあっては、設立委員会の事務所の所在地及び名称を記載し、設立委員名を連署すること。

様式第14号 (第10条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

組 合 名

代表理事氏名

印

共済規程変更届出書

共済規程の軽微な事項等について変更したので、水産業協同組合法第15条の2第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 関係法令の改正を証する書面
- 2 共済規程の変更の議決をした理事会の議事録謄本又は抄本
- 3 共済規程の変更部分に係る新旧対照表

様式第15号 (第11条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

組 合 名

代表理事氏名

印

漁業経営条件喪失届出書

水産業協同組合法第17条第1項の条件を欠くに至りましたので、同条第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 理由書
- 2 法第17条第1項の条件を欠くことを証する書面

様式第16号 (第12条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

組 合 名

代表理事氏名

印

契約条件変更申出書

水産業協同組合法第17条の2第1項(同法第96条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、契約条件の変更の申出の承認を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

添付書類

- 1 理由書
- 2 最終の賃借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、損失金処理計算書その他の最近における財産及び損益の状況を知ることができる書類
- 3 その他参考となるべき事項を記載した書面

様式第17号 (第13条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

組 合 名

代表理事氏名

印

契約条件変更承認申請書

年 月 日開催の総会(総代会)において契約条件の変更の議決をしましたから、水産業協同組合法第17条の11第1項(同法第96条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、契約条件の変更について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 総会の議事録
- 3 水産業協同法第17条の5第1項(同法第96条第1項及び第100条の8第1項において準用する場合を含む。)の議決に係る契約条件の変更の内容を示す書類
- 4 水産業協同組合法施行規則第79条各号(第2号を除く。)に掲げる書類
- 5 その他参考となるべき事項を記載した書類

様式第18号 (第14条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

組 合 名

代表理事氏名

印

基準議決数等超過所有承認申請書

水産業協同組合法第17条の15第2項ただし書(同法第87条の4第2項(同法第100条第1項において準用する場合を含む。))及び第96条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、基準議決権数を超過して取得し、又は保有することの承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 承認に係る国内の会社の名称(商号)及び業務の内容を記載した書面
- 3 承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超過して取得し、又は保有することになった部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書面
- 4 その他参考となるべき事項を記載した書面

様式第19号 (第15条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所
組 合 名
代表理事等氏名

印

役員等の兼職（兼業）認可申請書

水産業協同組合法第34条の5第1項ただし書（同法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、兼職（兼業）の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 履歴書
- 3 組合又は連合会における常務の処理方法及び勤務状況を記載した書面
- 4 他の組合等の常務に従事しようとする場合には、当該他の組合等における常務の処理方法及び当該組合又は当該連合会と当該他の組合等との取引その他の関係を記載した書面並びに当該他の組合等の定款、最終の事業報告、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書若しくは利益処分計算書又は損失金処理計算書若しくは損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
- 5 現在営んでいる事業を継続して営もうとする場合には、その事業の種類及び方法、その事業の最近における業務、財産及び損益の状況並びに申請の日から起算して1年間における取引及び収支の予想を記載した書面
- 6 新たに事業を営もうとする場合には、その事業の種類及び方法並びにその事業開始後1年間における取引及び収支の予想を記載した書面
- 7 その他参考となるべき事項を記載した書面

様式第20号 (第15条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

組 合 名

代表理事等氏名

印

役員等の兼職（兼業）状況変更届出書

水産業協同組合法第34条の5第1項ただし書（同法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、平成 年 月 日に役員等兼職（兼業）の認可を受けましたが、その状況に変更がありましたので、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 理由書
- 2 兼職又は兼業の状況の変更の内容を記載した書面

様式第21号 (第16条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

組合員 (利害関係人) 住所

氏名

印

一時役員選任 (総会招集) 請求書

水産業協同組合法第43条第1項 (同法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。) の規定により、一時理事若しくは監事の職務を行うべきものを選任し、又は役員を選挙し、若しくは選任するための総会を招集していただきたいので、関係書類を添えて請求します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書面

様式第22号 (第16条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

組合員 (利害関係人) 住所

氏名

印

一時代表理事選任請求書

水産業協同組合法第43条第3項 (同法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、一時代表理事の職務を行うべき者を選任していただきたいので、関係書類を添えて請求します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書面

様式第23号 (第17条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

組 合 名

代表理事氏名

印

定款変更認可申請書

年 月 日開催の通常（臨時）総会（総代会）において定款変更の議決をしましたから、水産業協同組合法第48条第2項（同法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 定款の変更を議決した総会又は総代会の議事録謄本又は抄本
- 3 定款の変更部分に係る新旧対照表
- 4 出資1口の金額の減少を変更する定款の変更にあつては、次に掲げる書類
 - (1) 財産目録及び貸借対照表
 - (2) 債権者に対する公告及び催告（公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあつては、これらの方法による公告）の手續を了したことを証する書面
 - (3) 異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託したこと又は出資1口の金額を減少しても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 5 漁業及びこれに附帯する事業を新たに営むことを内容とする定款の変更にあつては、水産業協同組合法第17条第1項の条件を具備すること及び同条第2項の同意を得たことを証する書面

様式第24号 (第17条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

組 合 名

代表理事氏名

印

定款変更届出書

定款の軽微な事項等について変更したので、水産業協同組合法第48条第4項（同法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合も含む。）の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 理由書
- 2 定款の変更を議決した総会又は総代会の議事録謄本又は抄本
- 3 定款の変更部分に係る新旧対照表

様式第25号 (第18条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

組 合 名

代表理事氏名

印

信用事業譲渡認可申請書

年 月 日開催の通常(臨時)総会(総代会)において信用事業の譲渡の議決をしましたから、水産業協同組合法第54条の2第3項(同法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 信用事業の全部又は一部の譲渡を議決した総会の議事録謄本
- 3 信用事業の全部又は一部の譲渡の内容を記載した書面
- 4 財産目録及び貸借対照表
- 5 債権者に対する公告及び催告(公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告)の手続を完了したことを証する書面
- 6 異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は信用事業の譲渡をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 7 信用事業の一部の譲渡を行った組合又は連合会が子会社等を有する場合には、当該組合又は当該連合会及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面
- 8 信用事業の譲渡により組合又は連合会の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書面
- 9 その他参考となるべき事項を記載した書面

様式第26号 (第18条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

組 合 名

代表理事氏名

印

信用事業譲受け認可申請書

年 月 日開催の通常(臨時)総会(総代会)において信用事業の譲受けの議決をいたしましたから、水産業協同組合法第54条の2第3項(同法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合も含む。)の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 信用事業の全部又は一部の譲受けを議決した総会の議事録謄本その他必要な手続きがあったことを証する書面
- 3 信用事業の全部又は一部の譲受けの契約の内容を記載した書面
- 4 財産目録及び貸借対照表
- 5 債権者に対する公告及び催告(公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告)の手続を完了したことを証する書面
- 6 異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は信用事業の譲受けをしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 7 信用事業の全部又は一部の譲受け後における当該組合又は当該連合会の収支及び単体自己資本比率の見込みを記載した書面
- 8 信用事業の全部又は一部を譲り受けた組合又は連合会が当該譲受けにより子会社対象会社を子会社とする場合の当該子会社対象会社に関する命令第32条第1項第4号に掲げる書面
- 9 信用事業の全部又は一部を譲り受けた組合又は連合会が子会社等を有する場合には、当該組合又は当該連合会及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面
- 10 信用事業の全部又は一部を譲り受けた組合若しくは連合会又はその子会社が、当該信用事業の全部又は一部の譲受けにより国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超過して有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面
- 11 その他参考となるべき事項を記載した書面

様式第27号 (第18条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

組 合 名

代表理事氏名

印

信用事業全部譲渡届出書

信用事業の全部を譲渡したので、水産業協同組合法第54条の2第7項(同法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定により届け出ます。

様式第28号 (第19条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

組 合 名

代表理事氏名

印

共済事業全部譲渡等届出書

共済事業の全部を譲渡（共済契約の全部を移転）したので、水産業協同組合法第54条の4第4項（同法第96条第3項において準用する場合を含む。）において準用する同法第54条の2第7項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 共済事業の全部の譲渡又はその共済契約の全部の移転の理由書
- 2 共済事業の譲渡又はその共済契約の全部の移転を議決した総会議事録謄本
- 3 共済事業の全部の譲渡又はその共済契約の全部の移転の内容を記載した書面
- 4 水産業協同組合法第54条の4第3項において読み替えて準用する同法第53条第1項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表
- 5 債権者に対する公告及び催告（公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告）の手続を完了したことを証する書面
- 6 異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は共済事業の全部の譲渡若しくは共済事業に係る財産の移転をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 7 その他参考となるべき事項を記載した書面

様式第29号 (第20条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

組 合 名

代表理事氏名

印

業務報告書

事業年度の決算に係る総会（総代会）は、 年 月 日終了したので、水産業協同組合法第58条の2第1項（第2項）の規定により、業務報告書に関係書類を添えて提出します。

添付書類

- 1 業務報告書
- 2 提出事業年度の決算に係る総会（総代会）の議事録の謄本
- 3 その他参考となるべき事項を記載した書類

様式第30号 (第20条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

組 合 名

代表理事氏名

印

業務報告書提出延期承認申請書

水産業協同組合法施行規則第205条第7項の規定により、業務報告書の提出延期について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

理由書

様式第31号 (第21条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

組 合 名

代表理事氏名

印

事業計画書

事業年度の事業計画の決議に係る総会（総代会）は、 年 月 日終了したので、水産業協同組合法施行規則第225条第1項の規定により、事業計画書に關係書類を添えて提出します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 提出事業年度の事業計画を決議した総会（総代会）の議事録の謄本
- 3 その他参考となるべき事項を記載した書類

様式第32号 (第21条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

組 合 名

代表理事氏名

印

事業計画書等提出延期承認申請書

水産業協同組合法施行規則第225条第4項の規定により、事業計画書等の提出延期について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

理由書

様式第33号 (第22条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

発起人住所

発起人氏名

印

(発起人全員が記名押印をすること。)

設立認可申請書

水産業協同組合法第63条第1項(同法第86条第3項、第92条第4項、第96条第4項及び第100条第4項において準用する場合を含む。)の規定により、設立の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 定款(役員選挙(選任)規程等の定款附属書を含む。)
- 2 事業計画書
- 3 設立準備会議事録謄本
- 4 創立総会議事録謄本
- 5 役員選挙録謄本
- 6 設立当初の役員の履歴書
- 7 設立経過報告書
- 8 地区の略図
- 9 設立しようとする組合が漁業及びこれに附帯する事業を営む漁業協同組合である場合にあっては、水産業協同組合法第十七条第一項の条件を具備していることを証する書面
- 10 設立しようとする組合が漁業生産組合である場合にあっては、水産業協同組合法第八十条及び第八十一条の条件を具備していることを証する書面
- 11 その他知事が必要と認める書類

様式第34号 (第23条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

組 合 名

代表理事氏名

印

解散認可申請書

年 月 日開催の通常(臨時)総会において組合解散の議決をしましたから、水産業協同組合法第68条第2項(同法第86条第4項及び第96条第5項)又は第91条の2第2項(同法第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 解散を議決した総会議事録謄本
- 3 財産目録、貸借対照表及び損益計算書

様式第35号 (第23条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

組 合 名

代表理事氏名

印

解散届出書

水産業協同組合法第68条第5項（同法第86条第4項及び第96条第5項において準用する場合を含む。）若しくは第91条第5項（同法第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定により解散し、又は同法第68条第1項第3号若しくは第4号（同法第86条第4項において準用する場合を含む。）若しくは第91条第1項第3号若しくは第4号に掲げる事由に該当することにより解散したので、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 理由書
- 2 財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- 3 その他参考となるべき事項を記載した書面

様式第36号 (第24条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

合併する組合住所

組合名

代表理事氏名

印

合併される組合住所

組合名

代表理事氏名

印

合併認可申請書

年 月 日開催の通常(臨時)総会において組合合併の議決をしましたから、水産業協同組合法第69条第2項(同法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、合併の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 合併の理由書及び経過報告書
- 2 組合の合併を議決した総会議事録謄本その他必要な手続きがあったことを証する書面
- 3 合併契約の内容を記載した書面
- 4 財産目録及び貸借対照表
- 5 合併しようとする組合が出資組合である場合にあっては、次に掲げる書類
 - (1) 債権者に対する公告及び催告(公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告)の手続を完了したことを証する書面
 - (2) 異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併しても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 6 合併により存続し、又は設立する組合の定款及び事業計画書
- 7 従前の地区と合併後の地区との関係を明らかにした図面
- 8 合併により新しく組合を設立する場合には、次に掲げる書類
 - (1) 設立委員の資格調書
 - (2) 役員履歴書
 - (3) 設立委員会議事録謄本
- 9 その他知事が必要と認める書類

注 申請者住所、組合名、代表理事氏名は、合併により新しく組合を設立する場合は、設立委員会の事務所の所在地及び名称を記載し、設立委員名を連署すること。

様式第37号 (第24条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

合併する組合住所

組合名

代表理事氏名

印

合併される組合住所

組合名

代表理事氏名

印

合併認可申請書

年 月 日開催の通常(臨時)総会において組合合併の議決をしましたから、水産業協同組合法第69条第2項(同法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、合併の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 合併を議決した総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面
- 3 合併契約の内容を記載した書面
- 4 財産目録及び貸借対照表
- 5 合併しようとする組合が出資組合である場合にあっては、次に掲げる書類
 - (1) 債権者に対する公告及び催告(公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告)の手続を完了したことを証する書面
 - (2) 異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 6 合併後存続する組合若しくは連合会又は合併により設立される組合若しくは連合会の定款、信用事業規程、事業計画書、組合員数又は会員数、出資総口数及び総額を記載した書面、役員の履歴書、事務所の位置、当該組合又は連合会を所属組合とする特定信用事業代理業者の当該組合又は連合会のために特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所並びに合併後における収支及び単体自己資本比率の見込みを記載した書面
- 7 合併後存続する組合若しくは連合会又は合併により設立される組合若しくは連合会が当該合併により子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する水産業協同組合法第32条第1項第4号に掲げる書面
- 8 合併後存続する組合若しくは連合会又は合併により設立される組合若しくは連合会の子会社等を有する場合には、当該組合又は当該連合会及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面
- 9 合併後存続する組合若しくは連合会若しくは合併により設立される組合若しくは連合会又はその子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面
- 10 その他参考となるべき事項を記載した書面

様式第38号 (第24条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

包括承継する組合住所

組合名

代表理事氏名

消滅する連合会住所

連合会名

代表理事氏名

権利義務包括承継認可申請書

年 月 日開催の通常（臨時）総会において権利義務の包括承継の議決をしましたから、水産業協同組合法第91条の2第1項（同法第100条第5項において準用する場合を含む。）において準用する同法第69条第2項の規定により、権利義務の包括承継の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 理由書及び経過報告書
- 2 権利義務の包括承継を議決した総会議事録謄本その他必要な手続があったことを証する書面
- 3 権利義務の包括承継の内容を記載した書面
- 4 財産目録及び貸借対照表
- 5 権利義務の包括承継をしようとする組合が出資組合である場合にあっては、次に掲げる書類
 - (1) 債権者に対する公告及び催告（公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告）の手続を完了したことを証する書面
 - (2) 異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は権利義務の包括承継をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 6 権利義務の包括承継をする組合の定款及び事業計画書
- 7 会員が一人となった年月日を記載した書面
- 8 水産業協同組合法第91条の2第1項ただし書に該当しないことを証する書面
- 9 その他参考となるべき事項を記載した書面

様式第39号 (第25条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

組 合 名

代表理事氏名

印

清算終了届出書

清算が終了しましたので、水産業協同組合法第85条の10の規定により、届け出ます。

様式第40号 (第26条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

連 合 会 名

代表理事氏名

印

監査規程設定 (変更・廃止) 認可申請書

年 月 日開催の通常 (臨時) 総会 (総代会) において監査規程の設定 (変更・廃止) の議決をしましたから、水産業協同組合法第87条の2第1項 (同法第100条第1項において準用する場合を含む。) の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 水産業協同組合法第87条の2第2項に規定する資格を有する役員又は職員の履歴書
- 3 監査規程の設定の場合にあつては、監査規程
- 4 監査規程の変更の場合にあつては、当該変更部分に係る新旧対照表

様式第41号 (第27条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

連 合 会 名

代表理事氏名

印

認可対象会社等の子会社化認可申請書

水産業協同組合法第87条の3第4項(同条第6項及び同法第100条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、認可対象会社を子会社とすることの認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 連合会の最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
- 3 連合会の認可後における収支の見込みを記載した書面
- 4 連合会及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
- 5 認可後における連合会及び子会社等(子会社となる会社を含む。)の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面
- 6 認可対象会社の名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面
- 7 認可対象会社の業務の内容を記載した書面
- 8 認可対象会社の最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計画書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
- 9 認可対象会社の役員の役職名及び氏名を記載した書面
- 10 認可対象会社を子会社にすることにより当該連合会又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面
- 11 その他参考となるべき事項を記載した書面

様式第42号 (第27条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

連 合 会 名

代表理事氏名

印

認可対象会社の子会社化継続認可申請書

水産業協同組合法第87条の3第5項ただし書(同法第100条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、認可対象会社を引き続き子会社とすることの認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 連合会の最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
- 3 連合会の認可後における収支の見込みを記載した書面
- 4 連合会及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
- 5 認可後における連合会及び子会社等(子会社となる会社を含む。)の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面
- 6 認可対象会社の名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面
- 7 認可対象会社の業務の内容を記載した書面
- 8 認可対象会社の最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計画書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
- 9 認可対象会社の役員の役職名及び氏名を記載した書面
- 10 認可対象会社を子会社にすることにより当該連合会又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面
- 11 その他参考となるべき事項を記載した書面

様式第43号 (第28条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

代表者住所

組 合 名

代表者氏名

印

検査請求書

水産業協同組合法第123条第1項の規定により、組合の業務又は会計状況の検査を請求します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 請求日現在における組合員の数を記載した書面
- 3 総組合員の十分の一以上の同意を得たことを証する書面

様式第44号 (第29条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

代表者住所

組 合 名

代表者氏名

印

総会の議決又は選挙若しくは当選取消請求書

水産業協同組合法第125条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、総会の議決又は選挙若しくは当選の取消しを請求します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 請求日現在における正組合員の数を記載した書面
- 3 正組合員の総数の十分の一以上の同意を得たことを証する書面

様式第45号 (第30条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

組 合 名

代表理事氏名

印

不祥事件発生届出書

組合（子会社等）において不祥事件が発生したので、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 不祥事件の概要書
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類

佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県規則第二十五号

佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十五年佐賀県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「ただし、経営等改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付対象者のうち、総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船を使用して水産動植物の採捕の事業を行う場合にあつては、水産庁長官が定める基準に基づき知事が別に定める者に限る。」を削る。

第五条中「事業計画書」の下に「（農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）第二条第三項に規定する生産製造連携事業にあつては、農林漁業バイオ燃料法第五条第二項の認定生産製造連携事業計画を含む。）」を加える。

第十五条第一項中「（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号の事業を行う漁業協同組合に限る。以下この条において同じ。）」を削る。

別表の一の表の一の項、二の項及び三の項の償還期間等の欄中「含む。」の下に「。ただし、農林漁業バイオ燃料法第十条に規定する特例の場合にあつては、九年以内（据置期間一年以内を含む。）」を加え、同表の四の項の貸付限度額の欄中「千三百万円」を「二千五百万円」に、「千二百万円」を「二千四百万円」に改め、同項の償還期間等の欄中「含む。」の下に「。ただし、農林漁業バイオ燃料法第十条に規定する特例の場合にあつては、九年以内（据置期間一年以内を含む。）」を加え、同表の五の項の償還期間等の欄中「含む。」の下に「。ただし、農林漁業バイオ燃料法第十条に規定する特例の場合にあつては、

五年以内（据置期間二年以内を含む。）」を加え、同表の六の項及び七の項の償還期間等の欄中「含む。」の下に「。ただし、農林漁業バイオ燃料法第十条に規定する特例の場合にあつては、十二年以内（据置期間三年以内を含む。）」を加え、同表の十三の項に次のように加える。

ハ 環境保全型魚介類養殖用フロート購入資金	合成樹脂製の魚介類養殖用フロートの購入費用	九百万円	五年以内 （据置期間一年以内を含む。）
-----------------------	-----------------------	------	------------------------

別表の三の表の三の項の償還期間等の欄中「含む。」の下に「。ただし、農林漁業バイオ燃料法第十条に規定する特例の場合にあつては、十二年以内（据置期間三年以内を含む。）」を加える。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県規則第二十六号

佐賀県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

佐賀県農業改良資金貸付規則（平成十四年佐賀県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号トを次のように改める。

ト イからへまでに掲げるもののほか、農業経営の改善によって必要となる農薬費その他の費用（資材費（種苗費、肥料代、燃料費等）、雇用労

賃、機械・施設の修理費をいい、農業改良措置の導入に係る初度的な経費に限る。)に充てるために必要な資金

第四条第一項第一号ハ中「経営主(農業)」を「経営の経営主(当該農業)」に改め、同号ハ(3)中「農業経営主」を「農業経営の経営主」に改め、同号ニ中「農業経営主(イからハまでに該当する家族経営の従事者に限る。)」を「イからハまでの経営(家族経営に限る。)」の経営主」に改め、同項に次の一号を加える。

三 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成二十年法律第四十五号)第四条第一項の生産製造連携事業計画を作成し、認定を受けた農業者等(同計画に従って同法第二条第三項第二号イに掲げる措置を実施する場合に限る。)

第四条第二項中「のうち農業経営の改善によって必要となる農薬費、資材費その他の費用に充てるのに必要な資金」を削る。

第六条第一項の表中

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第二十三条に定める資金を借り受ける場合	十二年以内	五年以内
---	-------	------

を

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第二

十二年以内

五年以内

十三条に定める資金を借り受ける場合

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第八条に定める資金	十二年以内	三年以内
---	-------	------

に改める。

様式第一号中

特別	コード
----	-----

を

特別	特別	補助残
		貸付
		1. 有
		2. 無

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第二十七号

佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成十六年佐賀県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「」とし、「」を「」に、「十五年以内(三年以内の据置期間

を含む。」とする。」を「十五年以内（三年以内の据置期間を含む。）とし、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）第四条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って同法第二条第三項第二号イの措置を実施するのに必要なものにあつては十二年以内（三年以内の据置期間を含む。）とする。」に改める。
 様式第一号の三の表の注に次のように加える。

5 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第九条に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第四条第一項に規定する生産製造連携事業計画の認定書の写しを添付すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県規則第二十八号

佐賀県農業大学校管理規則の一部を改正する規則

佐賀県農業大学校管理規則（昭和五十九年佐賀県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条」を「第十一条」に改める。

第五条第二項の果樹分校の分掌事務中「園芸課程果樹専攻コース」を「農産園芸課程果樹複合コース」に改める。

第十一条中「園芸課程」を「農産園芸課程」に、

「 果樹複合コース 果樹専攻コース
 野菜複合コース を 野菜専攻コース に改める。
 花き複合コース 花き専攻コース
 」

第二十条第一項及び第二項中「掲げる書類」の下に「及び条例第八条に規定する入学試験手数料」を加える。

第二十二条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条に次の一号を加える。

三 正当な理由がなく第三十五条ただし書に規定する授業料を納付しなかつたとき。

第二十四条に次の一項を加える。

2 休学の期間は一年以内とする。ただし、本科にあつては、特別の理由があるときは、二年に限り期間を延長することができる。

第三十三条を第三十九条とし、同条の前に次の四条を加える。

（授業料の納付）

第三十五条 学生は、毎月十日までに、授業料を納付しなければならない。ただし、新たに入学した者の授業料は、入学の日から十日以内に納付しなければならない。

2 学生は、授業を行わない月にあつても、授業料を納付しなければならない。（授業料等の減免）

第三十六条 学生又は養成部の入学試験を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、授業料又は入学試験手数料（以下「授業料等」という。）を減額し、又は免除することができる。

一 火災、風水害その他の非常の災害を受け、生計に重大な支障を生じたとき。

二 著しい生活困窮により授業料等の支弁が困難であると認められるとき。

2 学生が全月休学したときは、その月の授業料は、免除する。

(授業料等の減免の手続)

第三十七条 前条第一項の規定により授業料等の減免を受けようとする者は、授業料等減免申請書(様式第十号)を校長に提出しなければならない。

(授業料等の還付)

第三十八条 授業料等を納付した後において、第三十六条第一項又は第二項の規定により授業料等を減額し、又は免除したときは、これを還付する。

第三十二条を第三十四条とし、第二十六条から第三十一条までを二条ずつ繰り下げる。

第二十五条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十四条の次に次の二条を加える。

(在学年限)

第二十五条 在学年限は、本科にあつては四年、専科にあつては二年とする。

(除籍)

第二十六条 校長は、学生が次の各号のいずれかに該当するときは、除籍することができる。

一 学生が条例第七条に規定する授業料の納付を怠り、督促しても納付しないとき。

二 在学年限を超えたとき。

様式第一号及び様式第一号の二中「本籍 (都道府県)」を削り、「専攻」を「コース」に改める。

様式第七号中「第26条関係」を「第28条関係」に改める。

様式第八号中「第27条関係」を「第29条関係」に改める。

様式第九号中「第28条関係」を「第30条関係」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第九号中「第28条関係」を「第30条関係」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第10号 (第37条関係)

授業料等減免申請書

年 月 日

佐賀県農業大学校長 様

本(専)科 学年 課程 (学生のみ記入)

住 所

氏 名

Ⓜ

(保証人氏名

Ⓜ)

下記により授業料(入学試験手数料)の一部又は全部を免除願いたく申請します。

記

減免申請額

減免の期間 年 月 日から

年 月 日まで

申請の理由

(理由を証明できる書類等があれば添付をお願いします。)

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第二十四条に一項を加える改正規定及び同条の次に二条を加える改正規定(第二十五条に關する部分に限る。)は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の佐賀県農業大学校管理規則の規定(前項ただし書に掲げる改正規定を除く。)は、平成二十二年四月一日以後に佐賀県農業大学校の養成部に入学する学生から適用し、同日前に同部に入学した学生については、なお従前の例による。

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十一年三月三十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷所 (株)佐賀印刷社

